

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	道路運送車両法の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省自動車局審査・リコール課、環境政策課	電話番号：03-5253-8111 e-mail: hqt-ria-rtv@ml.mlit.go.jp
評価実施時期	平成29年3月2日	
規制の目的、内容及び必要性等	不正な手段により型式の指定を受けた自動車新たに運行の用に供されることを防止し、自動車の安全性能・環境性能の確保を図るため、不正な手段により型式の指定を受けた場合に、当該型式の指定を取り消すことができるようにする。	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>【法律案の名称】 道路運送車両法の一部を改正する法律案</p> <p>【関連条項とその内容】 自動車の型式指定の取消要件の追加(道路運送車両法第75条、第75条の2、第75条の3)</p>
想定される代替案	型式指定を取り消さずに、確認体制の構築及び確認のためのシステム改修をすることにより、新規検査の受検前に、不正の手段により型式の指定を受けた自動車であるかどうかの確認を新たに行い、不正の手段により型式の指定を受けたものと確認された場合は新規検査を通さないこととする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	・特になし	・特になし
(行政費用)	・特になし	・確認体制の構築及び確認のためのシステム改修費用
(その他の社会的費用)	・特になし	・特になし
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	不正の手段により型式の指定を受けた自動車の大量生産・販売を行うことが実質的に困難となり、安全性能・環境性能に問題のあるおそれのある自動車を新たに運行の用に供されることを防ぐことができる。	確認を行った自動車について、安全性能・環境性能に問題のあるおそれのあるものを運行の用に供することを防ぐことができる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本規制案については、特段の費用が発生することなく、不正の手段により型式の指定を受けた自動車の大量生産・販売を行うことを実質的に困難とし、安全性能・環境性能に問題のあるおそれのある自動車を新たに運行の用に供することを防ぐことができる。</p> <p>代替案についても、不正の手段により型式の指定を受けた自動車の大量生産・販売を行うことが実質的に困難となり、安全性能・環境性能に問題のあるおそれのある自動車を新たに運行の用に供することを防ぐことができるが、確認体制の構築及び確認のためのシステム改修に多額の費用が発生する。</p> <p>以上より、本規制案は代替案よりも適切である。</p>	

有識者の見解その他関連事項	<p>○自動車の型式指定審査におけるメーカーの不正行為を防止するためのタスクフォース 最終とりまとめ(平成28年9月16日)</p> <p>I. はじめに 一般の不正事案を踏まえ、早急に審査方法や走行抵抗の測定に係る試験法の見直しを行うとともに、不正を行った自動車メーカーに対し不利益処分や罰則の適用ができるよう制度の見直しを行い、自動車の型式指定審査における自動車メーカーのコンプライアンスの徹底を図らせることにより、自動車の型式指定審査における同様の不正行為の抑止と再発防止を図る必要がある。</p> <p>III. 自動車メーカーの不正行為を防止するための試算方法の見直し</p> <p>2. 審査方法の見直しの具体的内容 (6)不正を行った自動車メーカーに対する不利益処分、罰則の適用 今後同様の不正事案に対して罰則が科され、また、罰則を受けた場合にその事実が公にされることを明確にすることにより不正行為の抑止、再発の防止を図る観点から、虚偽の申請により型式の指定を受けた者に対する不利益処分及び罰則を導入する。</p> <p>3. 今後の課題 (略)一方で、更なる不正行為の抑止効果を高める観点からは、型式指定に関する罰金の額の引き上げ、法人重課や金銭的処分として実施される課徴金制度の導入等、他法令の制度との比較検証も含めた制度改革の検討を行うことが課題として挙げられる。</p>
レビューを行う時期又は条件	<p>附則第3条において、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされていることから、平成34年度にRIA事後検証シートにより事後検証を実施する。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。</p>
備考	